

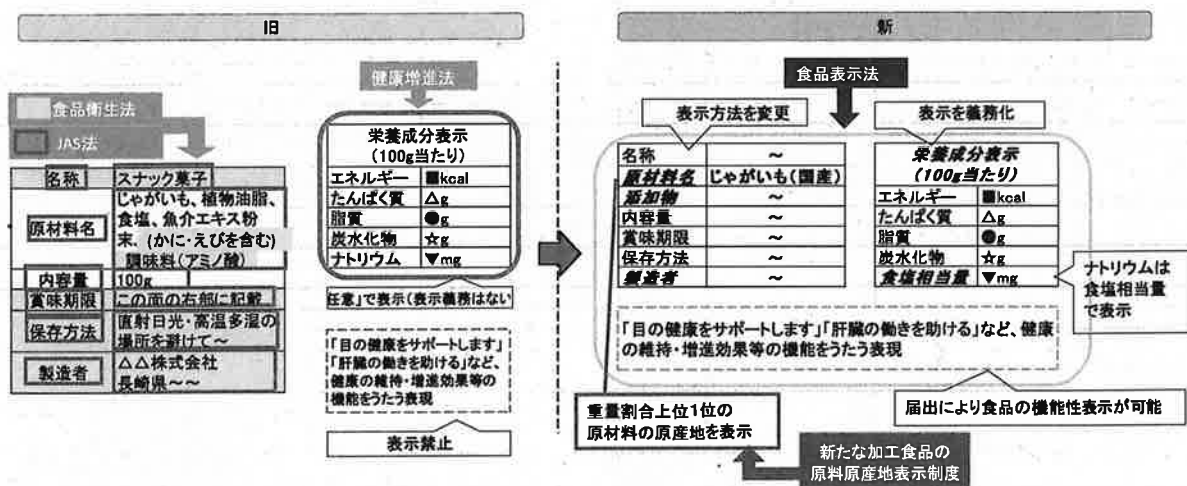
## 食品表示法の施行に伴う新食品基準への対応について

「食品表示法」及び食品表示について規定を定めた「食品表示基準」が平成27年4月1日に施行されました。従来、食品衛生法、健康増進法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の3法の食品表示に係る規定を一元化したものです。又、これまで一部の加工食品に義務付けられていた原材料の原産地表示が、全ての加工食品に拡大する「新たな加工食品の原料原産地表示制度」を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令が平成29年9月1日に施行となりました。（表1参照）

施行等に伴いそれぞれに経過措置期間が定められており、食品関連事業者は期間内に新基準に基づく食品表示への切り替えが必要となります。（経過措置期間については表2参照）

本県では、県内各地で「食品表示説明会」等を開催し食品関連事業者へ食品表示法の食品表示基準の周知を図り、新基準に基づく食品表示へのスムーズな移行を進めています。

【食品表示法の概要】（表1）



【食品表示法の経過措置期間】（表2）

2015 H27年度	2016 H28年度	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 H31年度	2020 H32年度	2021 H33年度	2022 H34年度
2015年4月施行		経過措置期間			2020年3月		
<p><b>食品表示基準の制定に伴う対応</b></p> <p>変更点：アレルギー表示、栄養成分表示、製造者固有記号等</p> <p>経過措置期間：5年</p>							
			2017年9月改正		経過措置期間		
<p><b>食品表示基準の改正に伴う対応</b></p> <p>変更点：新しい原料原産地表示制度への対応</p> <p>経過措置期間：4年7ヵ月</p>							
						2022年3月	



## 食品表示のここが知りたい!

**Q** 新しい食品表示制度の  
ねらいはなんですか?

**A** 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の3法がありました。しかし、目的が異なる3つの法律にルールが定められていたために、制度が複雑で、分かりにくいものとなっていました。

食品表示法は、上記3法の食品の表示に関する規定を統合したもので、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものです。

法律の目的が統一されたことにより、整合性の取れたルールの策定が可能となったため、消費者、事業者の双方にとって分かりやすい表示を実現することができるようになりました。

また、栄養成分表示の義務化も可能となり、消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進への寄与にも資する制度の実現を図ることができるようになりました。

具体的なルールは、「食品表示基準」に定められています。食品表示基準は、これまで上記3法の下に定められていた58本の表示基準を統合したものです。

**Q** すぐに  
新しい表示に切り替わりますか?

**A** 新たな食品表示の制度は、平成27年4月1日からスタートします。しかし、加工食品と添加物は5年間、生鮮食品は1年6か月の間、以前の制度に基づく表示を認めるという猶予期間を設けることとしています(ただし、新たな機能性表示制度については、全くの新しい制度なので、猶予期間はありません。)

食品の製造ラインは、消費者に商品を絶え間なく供給できるように常に動いているため、商品の在庫だけでなく、包装材(ラベル)の在庫も抱えています。新しい制度のスタートとともに、これらの在庫を全て廃棄しなければならないとすると、大量のフードロスや資源の無駄が出てしまいます。

この猶予期間は、新しい表示の準備をするための期間です。消費者は、表示から様々な情報を得て、食品を購入していますので、食品関連事業者は、計画的に生産を行うなどして、1日も早く消費者に新しい表示が届くよう、速やかな表示の切替えに努めてください。

### お問合せ先

#### 消費者庁食品表示企画課

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー  
03-3507-8800 (大代表)  
<http://www.caa.go.jp/foods/>

# 新しい 食品表示制度

食品表示法が  
平成27年4月1日に  
施行されます。



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# 食品表示のここが変わる! ~主な変更点の紹介~



## アレルギー表示が変わります。

- ▶ 原則として、個別表記になります。

(個別表記の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)

原材料名	準チョコレート(パーム油(大豆を含む)、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング(牛肉を含む)、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料

- ▶ 特定加工食品\*及びその拡大表記が廃止されます。

\*特定加工食品とは、表記として特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきたものをいいます。

(特定加工食品の例)

卵の特定加工食品  
マヨネーズ  
小麦の特定加工食品  
パン

新制度では、これらの食品についても、アレルギー表示がされるようになります。

- ▶ 一括表示をする場合は、別記様式内に、使用された全てのアレルゲンがまとめて表示されます。

(一括表示の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)

原材料名	準チョコレート(パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、(一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆を含む)
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、(一部に大豆・乳成分を含む)



## 加工食品の栄養成分表示が義務化されます。

- ▶ 容器包装に入れられた加工食品には、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5成分が表示されるようになります\*。

- ▶ ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい「食塩相当量」で表示されます(ナトリウム塩を添加していない食品にのみ、ナトリウムの量を併記することができます。)

- ▶ 栄養成分表示を活用して、健康的な食事の摂取に役立てましょう。



栄養成分表示 1袋当たり	
熱量	●●kcal
たんぱく質	▲▲g
脂質	◆◆g
炭水化物	■■g
食塩相当量	★★g

\*以下のものには、栄養成分の表示の省略が認められています。

- ①表示可能面積が小さいもの
- ②酒類
- ③栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- ④極めて短期間で原材料が変更されるもの
- ⑤小規模事業者が販売するもの



## 新たな機能性表示制度が創設されました。

- ▶ 特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる「機能性表示食品」の制度ができました。

- ▶ 機能性表示食品は、消費者庁長官に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示を行うものです。特定保健用食品(トクホ)とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

- ▶ 機能性表示食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠は、消費者庁のウェブサイト等に公開されます。

- ▶ 機能性表示食品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではなく、また、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。

- ▶ 健康作りのためには、十分な睡眠と運動に加え、バランスのよい食事が基本です。機能性表示食品に頼るだけでなく、自身の食生活を見直すことが大切です。

Q 新たな原材料の産地表示はいつから始まるのですか。

A 平成29年9月1日から制度はスタートしており、食品メーカー等は原材料の産地を表示する必要があります。しかし、平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。準備ができた商品から順次表示されます。

Q 外食やお店で調理されている総菜にも表示されますか。

A レストランなどの外食やお店で調理された総菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することが可能であるため、原材料の産地表示の対象としていません。

Q 1番多い原材料以外には原材料の産地は表示されないのですか。

A 1番多い原材料以外に産地を表示する義務はありませんが、2番目以降の原材料についても、食品メーカー等の自主的な取組として産地の表示をすることが望ましいと考えています。

Q 輸入した加工食品には原材料の産地は表示されるのですか。

A 輸入した加工食品には原材料の産地を表示する義務はありません。

なお、現在も、輸入した加工食品には、その商品がどの国から輸入されたものを示す「原産国名」が表示されています。

Q なぜ「その他」や「輸入」、「輸入又は国産」と表示する必要があるのですか。

A 原材料によっては、国別重量順で表示すると、頻繁な包材の切替えが必要となり、食品メーカー等の対応が難しかったり、大量の資材が無駄になったりしてしまうことから、このような表示を認めています。

Q 表示内容が適正であるかどうかは、誰がどのように確認するのですか。

A 消費者庁や農林水産省などの国、都道府県や政令指定都市の地方公共団体の職員が、食品メーカーやスーパー等への立入検査等を行い、食品表示の確認を行っています。もし、表示内容が適正でない場合は、改善するよう指導等を行っています。

Q 表示の意味が分からない場合はどこに問い合わせればよいですか。

A まずは、商品に表示されている食品メーカー等のお客様相談センターなどにお問い合わせください。

また、表示方法に関する一般的な問合せは、消費者庁の他、農林水産省、地方農政局、農林水産消費安全技術センター、都道府県等がお答えします。

#### お問合せ先

- 消費者庁食品表示企画課 ☎03-3507-8800(代)  
<http://www.caa.go.jp/foods/>
- 農林水産省消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804
- 農林水産省地方農政局・内閣府沖縄総合事務局  
北海道農政事務所 ☎011-330-8825  
東北農政局 ☎022-221-6108  
関東農政局 ☎048-740-0090  
関東農政局東京都拠点 ☎03-5144-5266  
北陸農政局 ☎076-232-4113  
東海農政局 ☎052-223-4611  
近畿農政局 ☎075-414-9026  
近畿農政局大阪府拠点 ☎06-6941-9060  
中国四国農政局 ☎086-224-9409  
九州農政局 ☎096-211-9156  
九州農政局福岡県拠点 ☎092-281-8261  
沖縄総合事務局 ☎098-866-1672

●農林水産消費安全技術センター ☎050-3481-6023

●最寄りの各都道府県 下記ウェブページで御確認ください。  
<http://www.caa.go.jp/foods/toiawase2.html>

「存じですか?」

※平成29年9月1日から順次  
全ての加工食品の  
原材料の産地が  
表示されます!

～産地を見て、商品を選べます～

※平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。



名称	ウィンナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、デンマーク産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)...
内容量	150g
賞味期限	30.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関 〇-〇-〇

Q 「原料原産地表示」制度とは何ですか。

A 「原料原産地表示」制度とは、国内で作られた加工食品の原材料の産地を商品に表示する制度です。表示する必要がある原材料が生鮮食品の場合はその産地が、加工食品の場合はその製造地が表示されます。

原料原産地

検索

消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



新しい  
原料原産地表示制度 Q & A

Q: 実際にどのように表示されるのですか。

A: この「国別重量順表示」が原則です。

1番多い原材料に産地が表示されます。

原材料の産地が「国産」、「アメリカ産」等と表示されます。

名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(国産、アメリカ産、その他)、豚脂肪…

原材料の産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示されることもあります。

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

産地が、

1か国の場合	豚肉(アメリカ産)
2か国の場合	豚肉(アメリカ産、国産)
3か国以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全て表示する場合 豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産)</li> <li>●3か国以降を「その他」と表示する場合 豚肉(アメリカ産、国産、その他)</li> </ul>

Q: 「アメリカ産又は国産」とは、どういう意味ですか。

A: 名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

「又は表示」をした根拠が注意書きとして表示されます。

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。  
過去の使用実績等では、「アメリカ産」の方が、「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

Q: 「輸入」とは、どういう意味ですか。

A: 名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪…

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。  
国産の原材料は使用されていません。



Q: 「〇〇製造」とは、どういう意味ですか。

A: 名称 チョコレートケーキ  
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉…

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。  
ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

原材料が加工食品の場合は、その製造地が「国内製造」、「ベルギー製造」等と表示されます。  
「〇〇製造」と表示されていた場合、作られた国を意味しており、産地とは必ずしも一致しません。



Q: 「国産又は輸入」とは、どういう意味ですか。

A: 名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(国産又は輸入(5%未満))、豚脂肪…

※ 豚肉の産地順・割合は、平成〇年の使用実績順

過去の使用実績等の平均使用割合が5%未満の産地に表示されます。この場合、「輸入」が5%未満という意味です。

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。  
過去の使用実績等では、「国産」の方が「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。

## 食品表示法 相談窓口

食品表示に関する相談は、消費者庁又は県内の保健所等へご相談下さい。

- 食品表示法の全般的な内容 (機能性表示食品を含む) : 消費者庁 食品表示企画課  
東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー 5F  
03-3507-8800 (大代表)  
<http://www.caa.go.jp/foods/>

### ●長崎県内の相談窓口

品質事項 食品の品質に係るもの 原材料、原産地など	県民生活部 食品安全・消費生活課	095-895-2366
衛生事項 食品の安全性に係るもの 期限表示、添加物 アレルギーなど	県民生活部 生活衛生課	095-895-2364
	西彼保健所 衛生環境課	095-856-0693
	県央保健所 衛生課	0957-26-3305
	県南保健所 衛生環境課	0957-62-3288
	県北保健所 衛生環境課	0950-57-3933
	五島保健所 衛生環境課	0959-72-3125
	上五島保健所 衛生環境課	0959-42-1121
	壱岐保健所 衛生環境課	0959-47-0260
	対馬保健所 衛生環境課	0920-52-0166
	長崎市保健所 生活衛生課 (長崎市に限る)	095-829-1155
	佐世保市保健所 生活衛生課 (佐世保市に限る)	0956-24-1111
	保健事項 栄養表示等に係るもの 栄養表示、特定保健用食品、 栄養機能食品など	福祉保健部 国保・健康増進課
西彼保健所 地域保健課		095-856-5059
県央保健所 地域保健課		0957-26-3306
県南保健所 地域保健課		0957-62-3289
県北保健所 地域保健課		0950-57-3933
五島保健所 企画保健課		0959-72-3125
上五島保健所 企画保健課		0959-42-1121
壱岐保健所 企画保健課		0959-47-0260
対馬保健所 企画保健課		0920-52-0166
長崎市保健所 健康づくり課 (長崎市に限る)		095-829-1154
佐世保市保健所 健康づくり課 (佐世保市に限る)		0956-24-1111



びわ太郎くん      こびわちゃん  
長崎県食育及び食の安全・安心イメージキャラクター

